

秋田県職員措置請求書

秋田県知事（県公営企業管理者）、秋田県産業経済労働部長、秋田県産業経済労働部公営企業課長に関する措置請求の要旨

1. 請求の要旨

国（国土交通省）直轄事業である成瀬ダム建設の事業目的には、以下の現実誤認や過大な需要見積が含まれていて、秋田県のダム使用権設定申請と負担金は、地方自治体財政に過大な無駄と負担を強いるものです。

（1）「農業かんがい用水」目的

成瀬ダムは、「多目的ダム」（農業かんがい用水、水道水、治水、発電、自然流量の維持）になっていますが、実質的には「農業用水の確保」を目的としたダムです。下流の平鹿平野で水が不足しているとして、皆瀬頭首工において、これまでの毎秒15m³の水を2倍の30m³取水できるように計画されました。しかし、現実には減反政策が継続され、その面積が水田面積の3分の1以上に及んでいるなど、2倍の水需要は明らかに過大であり、これにもとづいた成瀬ダム建設は不当なものです。

（2）「治水」目的

「150年に一度の大雨を想定」しているダムだといいますが、雄物川水系の最奥地だけに集水面積が小さく、下流域に対する治水効果がきわめて小さいことは、計画策定段階の審議会でも国交省側から示されたように、まさに目薬程度の予測値であるなど、まったくの付け足し目的に過ぎません。また真面目な代替提案も検討されませんでした。

（3）「河川流量の維持」目的

今日、全国多くの河川では、「ダム水」によって河川が汚染され、流域の生態系の破壊が懸念されています。皆瀬川の下流においても、雨の後、濁り水が永く続くという事態が続いています。水質の問題を無視したままで、ただ「河川流量の維持」という議論は、本末転倒です。むしろ、森林の整備等によって水量の安定化を図るべきです。水生生物や流域住民が求めているのは、「清流あってこそ」の自然の川に他なりません。

（4）「水道水」目的

全国の利水目的の例にたがわず、当地においても人口減少、高齢化、水利用の効率化によって水道水の需要は明らかに減少しており、過大な需要予測にもとづく水利権設定は不当なものです。現実に横手市の水道でも大松川ダムで設定された水道水自体、すでに余っております。

（5）「発電」目的

東北の電力需要はここ数年伸び悩み、東北電力の見通しによれば、2017年度（平成29年度）までの増加率は年0.9%にすぎません。能代火力発電所3号機の増設計画が事実上中止となったように、成瀬ダムの電力発電は、緊急性および必要性を欠くものです。

（6）自然環境の破壊と安全性の欠如

成瀬ダム建設は貴重な動植物のいのちと種を脅かし、森林と清流を破壊する点で、秋田県が自ら制定した水と緑の条例に違反するものです。また、本件事業の杜撰な環境アセスメントは、閣議決定アセスメント手続並びに環境影響評価法や生物多様性条約等の環境保護法令に抵触、違反しています。さらに、成瀬ダム建設地やその周辺には大規模な地滑り地帯や破碎帯があり、ダムを造るには不向きな地質です。危険性が高くコスト高が予想されるダム建設を強行することは、

県民の生活と安全を守る意味でも不当です。

(7) 財政危機下における巨額の財政負担

さらに結果として、成瀬ダム建設は秋田県財政を大きく圧迫するもので、財政の適切な運営に反しています。成瀬ダムは国営事業ながら、秋田県の負担は260億円余に及びます。ダム事業の宿命としてこれを大幅に上回ることも予想されています。このことは、危機的な状況にある秋田県財政をさらに困窮させ、ひいては秋田県民のいのちと生活を脅かすものです。

2. 対象となる財務会計行為とその違法性

(1) 秋田県知事である寺田典城氏は、成瀬ダムに関し、平成12年度（秋田県議会が成瀬ダムの議案を可決した年度）以降現在に至るまで、河川法59、60条に基づく負担金（かんがいに係る負担金を含む）として、合計 金2,7億91,69万5,000円を支出しました。これは、1. に述べた理由により、地方自治法2条14項、16項、地方財政法4条1項などに違反します。秋田県知事においては、成瀬ダムが不要であり秋田県に莫大な損害を招来することを予見しながらこの支出が行われたものであり、寺田典城氏は、上記支出金を秋田県に賠償すべきです。

(2) 秋田県産業経済労働部公営企業課長らは、成瀬ダムに関し、平成14年度以降現在に至るまで、特定多目的ダム法第7条に基づく成瀬発電所建設に係る負担金として、合計 金86,89万4,000円を支出しました。これは、同様に、地方自治法2条14項、16項、地方財政法4条1項などに違反します。発電に係るダム使用権設定予定者の地位は、地方自治法238条1項4号又は7号の財産であり、地方公営企業法上の資産です。地方財政法8条により「目的に応じて最も効果的に、これを運用」しなければならず、不要なダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠っていることは地方財政法8条に違反します。したがって、県知事（長）たる寺田典城氏は、上記支出金についても秋田県に賠償すべきです。

3. 請求する措置について

(1) 秋田県知事は、成瀬ダムに関し、河川法59、60条に基づく負担金を支出してはなりません。

(2) 秋田県公営企業管理者でもある秋田県知事は、成瀬ダムに関し発電に係るダム使用権設定申請を取り下げ、同知事及び秋田県産業経済労働部長、秋田県産業経済労働部公営企業課長は、成瀬発電所建設に係る特定多目的ダム法7条の負担金を支出してはなりません。

(3) 秋田県知事は、寺田典城氏に対し、2. (1) (2) でそれぞれ示した合算金の損害賠償を請求するように求めます。

以上のとおり、成瀬ダムに係る秋田県知事らの費用負担は違法・不当・不適切なものであり、現実にあった見直しを行い、違法・不当な支出の停止を求めます。

4. 請求者

別紙のとおりです。

以上、地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

平成21年2月13日

秋田県監査委員 様